

南小国町「観光」商品券 取扱事業所の手引き



1. 事業概要

(1) 商品券の利用期間

令和3年1月4日(月)～令和3年3月31日(水)

※有効期限を過ぎた商品券は無効とする

(2) 販売対象者

阿蘇郡市外の観光客を対象とする。

(3) 使用方法

現金と同等にて使用可能。ただし、釣銭は出さないこと。

2. 取扱店および換金

(1) 対象事業所

南小国町内の商工会員及び観光協会員で会員事業者のお店等を対象とする。利用できる取扱店は、南小国町観光協会等が作成した取扱店一覧表に掲示。

(2) 対象外事業所

上記(1)以外の事業所。

(3) 使用についての注意

- ① 見本券やコピーではないか、確認すること。
- ② 1枚1,000円として、現金と同様に扱うこと。**ただし、釣銭は出さないこと。**
- ③ **使用された商品券の裏面には必ず店舗名の記入又は押印を行うこと。**
(記入又は押印なき場合、換金手続きの際に換金が出来なくなります)

(4) 換金方法

「換金請求書」に必要事項を記入し、使用済の**「商品券」**を持参し、南小国町商工会へ依頼する。原則として即日換金を行う。ただし、金額の多寡及び窓口の混雑状況によっては、南小国町商工会は翌日以降の換金をする場合があります。

(5) 換金日時

令和3年1月4日(月)から令和3年5月31日(月)午前10時から午後3時まで
(令和3年6月1日以降は換金を行わない。)

(6) 換金時の注意事項

- ・換金請求額がある場合は、必ず商工会までご連絡下さい。
- ・換金期限を過ぎた請求は一切受け付けられません。
- ・商品券の裏面に取扱事業所名がなき場合は換金できません。

- ◎ この商品券は、南小国町観光協会と商工会の観光事業者のお店等でご使用いただけます。
- ◎ この商品券の有効期限は、2021年3月31日迄ですので、ご注意ください。
- ◎ この商品券は、お釣りが出ませんので、お支払いの際にはご注意ください。
- ◎ この商品券は、現金及び官製品とのお引き換えはいたしません。
- ◎ この商品券の盗難、紛失または滅失等に対し当商工会はその責に應じませんので、速やかにご使用下さい。
- ◎ 商品券の限度額以上の購入、不正使用は厳禁とします。
- ◎ 商工会印なきものは無効です。

換金商店名

株式会社 南小国

換金年月日

年 月

全ての券の裏面に、
取扱い事業所名をご
記入又は押印くださ
い。ゴム印でも可

◆ 商品券取扱店へのお願い

商品券を受領されたら速やかに、南小国町商工会窓口で現金とお引き換え下さい。
換金期限は、2021年5月31日迄となっております。

南小国町商工会 TEL (0967) 42-0142 ※土・日・祝日は休館

- ◎ この商品券は、南小国町観光協会と商工会の観光事業者のお店等でご使用いただけます。
- ◎ この商品券の有効期限は、2021年3月31日迄ですので、ご注意ください。
- ◎ この商品券は、お釣りが出ませんので、お支払いの際にはご注意ください。
- ◎ この商品券は、現金及び官製品とのお引き換えはいたしません。
- ◎ この商品券の盗難、紛失または滅失等に対し当商工会はその責に及びませんので、速やかにご使用下さい。
- ◎ 商品券の限度額以上の購入、不正使用は厳禁とします。
- ◎ 商工会印なきものは無効です。

換金商店名 株式会社 南小国 ←	換金年月日 年 月
-------------------------	------------------

全ての券の裏面に、
取扱い事業所名をご
記入又は押印くださ
い。ゴム印でも可

◆ 商品券取扱店へのお願い

商品券を受領されたら速やかに、南小国町商工会窓口で現金とお引き換え下さい。
換金期限は、2021年5月31日迄となっております。

南小国町商工会 TEL (0967) 42-0142 ※土・日・祝日は休館

(7) 換金に関する問い合わせ

〒869-2401 阿蘇郡南小国町赤馬場 1900-1

南小国町商工会 ☎0967-42-0142

